

事 務 連 絡
令和元年 7 月 8 日

都道府県 無料低額診療事業・
各 指定都市 無料低額老健施設利用事業・
中核市 無料低額介護医療院利用事業担当者 様

厚生労働省社会・援護局総務課

無料低額診療事業等における生計困難者に対する適切な支援のあり方に関する
調査研究事業（平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業）の報告書について

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業並びに同項第 10 号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業及び同号に規定する介護医療院を利用させる事業（以下「無料低額診療事業等」という。）に対する指導監督につきましては、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省の社会福祉推進事業により、無料低額診療事業等の果たすべき福祉機能、支援手法や関係機関との連携等を整理するための調査研究が実施され、「無料低額診療事業等における生計困難者に対する適切な支援のあり方に関する調査研究事業」の報告書（以下「当該報告書」という。）が取りまとめられました。（厚生労働省のホームページ（URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000525508.pdf>）で公開済。）

ついては、当該報告書において、「Ⅳ. まとめと考察」にまとめられている無料低額診療事業等の果たすべき福祉機能及び生計困難者に対する効果的な支援のあり方について、別紙のとおりまとめましたので、適正な無料低額診療事業等の実施及び周知等の御参考としてください。

<別紙>

無料低額診療事業等における生計困難者に対する適切な支援のあり方に関する調査研究事業報告書の概要

※主に報告書の「Ⅳまとめと考察」の内容を、読みやすさの観点から圧縮・順番を入れかえつつ、報告書中の調査結果等を補足してまとめたもの。また、厚労省がこれまで発出した通知も参考として引用している。

1 無料低額診療事業等の福祉機能について

「無料低額診療事業等における生計困難者に対する適切な支援のあり方に関する調査研究事業」の報告書（以下「当該報告書」という。）において、無料低額診療事業等の福祉機能は、（１）診療費等の減免による経済的な支援、（２）生活上の相談支援機能の発揮、（３）地域に潜在している福祉ニーズへの対応、の３つが挙げられている。

（１）診療費等の減免による経済的な支援

生計困難者に対する減免の対象としては、診療費等以外にも、生活保護受給者も含め、入院生活で必要とされる経費・物品（例：おむつ代、洗濯代、食費等、交通費、衣服、タオル、歯ブラシなどの日用品）についても、免除又は職員の創意工夫により貸与・提供を行う仕組みを作っている事例もあった。

院内調剤施設のある施設においては、当該診療施設内で投薬を行い、当該投薬を診療費に含めた事例があった。院内調剤施設がない施設においては、治療に支障を来さない範囲で患者負担が低い薬を選ぶことや、頻用の薬を常備し提供する事例もあった。

【参考】平成１３年７月２３日付け社援総発第５号厚生労働省社会・援護局総務課長通知（抜粋）

1 第一の２について

- （２） 診療費の減免額のうちには、低所得階層に属する患者の療養費についての減免額のほか、当該診療施設が患者の診療のために必要なサービスとして、移送、寝具の貸与、病衣の支給、病衣類の洗濯等を実施している場合において、低所得階層に属する者のためにこれらに要する費用を減免したときは、その減免額を含めて差し支えない。

また、医療保険や生活保護など各種制度につながりづらい生計困難者（例：ホームレス、DV 被害者、刑余者、外国人、人身取引被害者、災害被災者等の利用を確認）を無料低額診療事業等の対象とし、医療を提供している事例もあった。

【参考】平成１７年３月８日付け社援総発第０３０８００１号厚生労働省社会・援護局総務課長通

知（抜粋）

そもそも無料低額診療事業等は、広く生計困難者一般を対象とするものであり、被保護者やホームレスに限られるものではありません。

つきましては、生計困難者であれば、人身取引被害者、配偶者からの暴力（DV）被害者その他の者についても、積極的に無料低額診療事業の対象とするよう、貴管内の無料低額診療事業を行う医療機関等に対し、周知・指導等していただくようよろしくお取り計らい願います。

【参考】平成11年5月17日付け社援企第80号厚生省社会・援護局企画課長通知（抜粋）

「無料又は低額診療患者の割合」が100分の10未満である事業者に対しては、事業が社会福祉事業としての基準を満たすことに努めるよう十分指導されたい。

（２）生活上の相談支援機能の発揮

当該報告書においては、無料低額診療事業等が果たすべき機能として「福祉制度・福祉施設等につなぐ役割・機能」が挙げられている。また、その連携先に関しては、福祉事務所や生活困窮者自立相談支援機関、地域包括支援センター等の福祉に関する公的機関のほか、他の医療機関や、フードバンクなどの民間事業者に加え、女性相談センターなど、（１）で挙げた各種制度につながりづらい人々の相談先と連携する事例も見られた。その際、生計困難者の経済的な問題を中心に生活に関する問題点を医療ソーシャルワーカーや相談員が把握し、福祉制度・福祉施設等につないでいる実績と役割・機能も確認できた。

関係機関との連携を図るため、日頃より、無料低額診療事業の実施施設から関係機関に対して、当該実施施設のパンフレット等を配布するなどの連携先に情報提供をしている事例があった。

無料低額診療事業等の基準で設置することとされている医療ソーシャルワーカーや相談員が、一般の医療施設や介護老人保健施設より多く配置され、医療・介護の現場で、生計困難者の生活上の問題や経済的な問題等の解決への手厚い相談支援を行っており、重要な役割を担っていることも確認できた。

（３）地域に潜在している福祉ニーズの対応

当該報告書においては、無料低額診療事業実施施設調査において、地域福祉の推進につながった事例として「地域住民等に関する無料健康診断」や「地域住民等に関する無料健康相談」の実施事例が記載されている。また、自治体調査や無料低額診療事業実施施設調査における、無料低額診療事業に関する関係機関との連携による好事例に記載された事例の中でも、「ハローワークと連携しハローワーク内で求職や相談来訪者を対象に健康相談を行う」ものや、「市社協と合同で年に４回ほどホームレス巡回相談に医師・看護師・MSWで同行」、「65歳以上の要介護、要支援認定を受けていない方を対象とした要介護にならないための転倒予防運動、口腔ケア、栄養指導、脳

トレ等の介護予防教室」の開催などがあげられ、加えてヒアリング調査においても、「更生保護施設の入所時健診や入所者へのインフルエンザの予防接種など同様の無料健康診断・相談を実施している施設があり、それらをきっかけに無料低額診療事業につながることもある」、「社会福祉協議会や社会福祉法人と連携してよろず相談を実施し、必要があれば無料低額診療につなげる」などの取組が見られた。

また、（１）に挙げられた人々を広く受け入れることも福祉ニーズへの対応といえると考えられる。

2 無料低額診療事業等の周知について

無料低額診療事業等について、一層の周知が必要であることから、本来の福祉機能を果たすために、無料低額診療事業等の対象となりうる生計困難者や連携が必要となる関係機関に対して、事業についての周知を行っていくことが肝要であるとされている。

（１）無料低額診療事業等を行う施設による周知

① 利用者への周知

無料低額診療事業実施施設調査で、無料低額診療事業利用者が総患者の 10% 以上の施設と 10% 未満の施設を比べたところ、「訪問による事業の紹介」「施設内の掲示物又は看板等」の方法については 10% 以上の施設の割合が高かった。

このことから、周知の方法としては「訪問による事業の紹介」や「施設内の掲示物又は看板等」の方法も有効なものと考えられる。施設内の掲示物等については、患者にわかりやすく掲示するなどの工夫が必要となる。

また、SNS を通じて、正確な表現により、事業の周知をすることで情報が届くとの意見もあった。

加えて、地域住民の集まる場所等を訪問し事業を紹介しているとの回答もあり、引き続きこれらの取組を参考にしつつ積極的に事業の周知を図っていくことが求められる。

② 関係機関への周知

周知方法については、広報誌・チラシを配布することのほか、訪問による紹介も報告書で積極的な周知方法として紹介されている。なお、ヒアリングの中では、関係機関に対して、日頃より無料低額診療事業の積極的な関係性を構築する事例も見られ、こういった取組の中で周知も図られていると考えられる。

（２）自治体による周知

① 利用者への周知

管轄内に無料低額診療事業の実施施設がある自治体のうち無料低額診療事業に

についての周知を「行っていない」自治体が34.6%であった。管轄内に無料低額老健施設利用事業の実施施設がある自治体のうち無料低額老健施設利用事業について周知を「行っていない」自治体は70.3%であった。

現在、ホームページで情報提供を行っている自治体もあるが、実施していないところもあり、生計困難者に情報が届くように広報の一層の整備が望まれる。

【参考】平成30年1月18日付け社援総発0118第1号・老老発0118第1号厚生労働省社会・援護局総務課長・老人保健課長通知（抜粋）

3 無料低額診療事業等を行う施設の周知について

無料低額診療事業等を利用する生計困難者の利便性の観点から、貴管内の無料低額診療事業等を行う施設の一覧を都道府県等のホームページに掲載するなどの方法により周知するとともに、無料低額診療事業等を行う施設に対し、無料低額診療事業等を実施する施設であることを周知するよう指導等行われたこと。

【参考】管内の無料低額診療事業等を行う施設の最新の一覧（連絡先を含む。）を都道府県等のホームページに掲載されている例

○東京都ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/seikatsu/hogo/mutei.html>

○大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/muryoteigaku/>

② 関係機関への周知

当該報告書における自治体へのアンケート調査においては、「自治体福祉部局の無料低額診療事業担当外の職員が無料低額診療事業を知らないことがある」や「どの病院・診療所が無料低額診療事業実施施設か貴自治体福祉部局の無料低額診療事業担当以外の職員が把握していないことがある」と回答した自治体がそれぞれ5割を占め、福祉事務所へのアンケート調査においても、「福祉事務所の職員が無料低額診療事業を知らないことがある」と回答した福祉事務所が約2割を占めている。

これらの機関・職員に対し、無料低額診療事業等を周知し、制度が認識された上で実施施設と連携を図られるよう、例えば生活困窮者自立相談支援機関の相談員の研修において、無料低額診療事業等を行う施設から事業や事例を説明するなど、研修の機会に周知を図っている事例もあり、積極的に情報共有することもある有効である。